

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

根 拠 条 項 : 第 12 条 第 3 項

処 分 の 概 要 : 防犯登録を行う者の指定

原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会

法 令 の 定 め : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則

審 査 基 準 :

標準処理期間 : 30 日

申 請 先 : 申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。

問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課防犯対策係 (電話 0742-23-0110)

備 考 :